

| | |
|------------------|---|
| Title | 欧州連合(EU)におけるオンライン・プラットフォームに対する規制等の動向について |
| Sub Title | EU's tendency towards imposing regulations on online platforms |
| Author | 井上, 淳(Inoue, Jun) |
| Publisher | 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 |
| Publication year | 2017 |
| Jtitle | メディア・コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research). No.67 (2017. 3) ,p.65- 82 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20170300-0065 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州連合 (EU) における オンライン・プラットフォーム に対する規制等の動向について

井上 淳⁽¹⁾



▶ 1 はじめに

本稿は、欧州連合（以下「EU」という。）におけるオンライン・プラットフォームに対する規制⁽²⁾等の動向を紹介し、考察を加えるものである。

検索エンジン、SNS等のオンライン・プラットフォームは、消費者と生産者、利用者と広告主等、様々なグループの間の取引やコミュニケーションを円滑化する重要な役割を果たしている。また、オンライン・プラットフォームは、莫大なデータを収集するとともに、人工知能等の新技術と組み合わせることによって、革新的なサービスの提供も行っている。オンライン・プラットフォームは、社会経済活動において、ますますその存在感や重要性を増している。

オンライン・プラットフォームの存在感や重要性が増す中、EUにおいては、2015年5月、EUの執行機関である欧州委員会が「欧州のデジタル単一市場戦略」⁽³⁾を公表し、プラットフォームについて、透明性の欠如等いくつかの懸念があるとし、調査することを明らかにした。欧州委員会は、2015年9月から翌年1月にかけて、オンライン・プラットフォームの規制の在り方に関する意見公募（以下単に「意見公募」という。）を実施し、その結果等を踏まえて、2016年5月、今後の検討の方向性を示す「欧州のためのオンライン・プラットフォーム及びデジタル単一市場の機会及び挑戦」⁽⁴⁾（以下「OP文書」という。）を公表した。OP文書は、欧州委員会の文書であって、そこに掲げられた政策がEUの法令等として成立するためには、欧州議会と各加盟国の政府から構成される理事会の共同決定が必要である。このため、OP文書に盛り込まれた政策が全て実現するということわけではない。しかしながら、EUという、5億人、2000兆円という世界一の経済圏を有するとともに、政治力・外交力でも影響力を保持する国家の共同体において、我が国とも関連の深いオンライン・プラットフォームに対する規制等がどのような議論されているかを見ておくことは、意義あることと思われる。そこで、本稿においては、OP文章を分析し、グローバルな影響力を有するEUがオンライン・プラットフォームに対する規制等についてどのような検討を行っているかを紹介し、考察を加える。

なお、先行研究については、OP文書が2016年5月に公表されたものであるため、OP文書を網羅的に分析したものは承知していないが、OP文書の策定の契機となった「欧州

のデジタル単一市場戦略」については、上原（2016）が分析している。上原（2016）は、プラットフォームについて、現行の通信分野の規制が、「新たなプラットフォームに登場による市場環境の変容には対応しきれていない」⁽⁵⁾としたうえで、市場環境を巡る具体的な課題として、欧州委員会が「インターネットのプラットフォーム及びOSを含むアプリケーションを巡るエコシステム」⁽⁶⁾をあげたことを指摘しているが、OP文書発表前であり、オンライン・プラットフォームの規制に関する具体的な分析はなされていない。オンライン・プラットフォームに関する個別の論点については、様々な先行研究があるが、それは、各節における検討で適宜取り上げる。

以下、第2節においては、OP文書における「オンライン・プラットフォーム」の定義を説明する。第3節においては、OP文書の内容を紹介するとともに考察を加える。第4節でまとめを行う。

▶ 2 OP文書における「オンライン・プラットフォーム」の定義

欧州委員会は、意見公募の段階では、オンライン・プラットフォームを包括する定義案として、「両面（又は多面）市場において活動を行う事業者であって、インターネットを利用して2又はそれ以上の独立した利用者のグループ間の相互作用を実現し、少なくともそのうちの1のグループの価値の創出を図るもの」⁽⁷⁾を掲げ、意見を求めた。

しかしながら、OP文書においては、オンライン・プラットフォームについて、技術革新等により多種多様なものが創出されると見込まれるところ、総括する定義を行うことが難しいとし⁽⁸⁾、例示と特徴を示すのみとなった⁽⁹⁾。具体的には、例示として、オンライン広告、マーケットプレイス、検索エンジン、ソーシャル・メディア及び制作したコンテンツの出口、アプリケーションの配信、通信サービス、決済システム並びに協調経済（collaborative economy）のためのプラットフォームをあげたうえで、その注として、他の例を排除しないとしつつ、Google's AdSense, DoubleClick, eBay, Amazon Marketplaces, Google, Bing Search, Facebook, YouTube, Google Play, App Store, Facebook Messenger, PayPal, Zalando marketplace, Uberといった具体的サービス名をあげた。また、特徴としては、（1）新しい市場の創出や伝統的な市場に対する挑戦、大規模なデータの収集・処理・編集による新たなビジネス創出の能力を有すること、（2）多面市場で事業を行うが、各市場のグループに対する管理の程度は多様であること、（3）「ネットワーク効果」（サービスの価値が利用者数に応じて増加すること）により便益を受けること、（4）瞬時かつ容易に利用者へ到達するためICTを利用すること、（5）重要な価値（データ収集等）の利用やビジネス・ベンチャーの創出の促進、戦略的な依存性の構築によって、デジタル分野の価値の創造において重要な役割を担うこと、をあげた。

結論としては、総括的な定義は定められず、個別の規制の目的に応じて定義することとしている⁽¹⁰⁾。現に、既に提案されている視聴覚メディア・サービス指令⁽¹¹⁾の改正指令案⁽¹²⁾においては、ビデオ共有プラットフォームに絞って定義されている。

以下、第3節においては、括り切れないほど多様な活動をするオンライン・プラットフォームについて、OP文書において、どのような規制等の方向性が打ち出されたかを概観する。

▶ 3 OP文書で示された規制等の方向性とそれに対する考察

OP文書においては、政策の原則として、「比較可能なデジタルサービス間の対等な競争」、「基本的価値を守るためのオンライン・プラットフォームの責任ある行動」、「利用者

の信頼性維持及びイノベーションの保護のための透明性と公正性」, 「データ駆動経済 (data driven economy) におけるオープンかつ非差別的な市場」の4つが示された。

以下では、それぞれの原則ごとに、①として、OP 文書の内容を概観し、②として、その内容に関する若干の考察を加える。

なお、①の OP 文書の内容の概観にあたっては、OP 文書の構造に従って、意見公募を含む調査結果等のポイント、検討の方向性に関する主なもの、欧州委員会の今後の主な取組の順に説明する。

(原則1) 比較可能なデジタルサービス間の対等な競争

本原則は、主に、公衆網を利用する音声通話サービス等の伝統的な電子通信サービスと、技術革新の結果生まれた OTT (Over The Top)⁽¹³⁾ サービスとの対等な競争環境の確保を課題とするものである。

① OP 文書における内容⁽¹⁴⁾

意見公募を含む調査結果等として、OTT のメッセージ・サービスのシェアが 2020 年にメッセージ市場の 90 パーセントにまで達すること、OTT サービスが伝統的な電子通信サービスと代替性があり現に競争しているという意見が多いこと等⁽¹⁵⁾ があげられている。

これらを踏まえて、欧州委員会は、技術革新の結果生まれた新たなサービスが伝統的な類似のサービスと競争している場合が増えているが、それぞれが異なる規制に服している場合があるとしている。その一方で、何が「比較可能な」サービスとなるかは、公共政策の文脈で変わるとしたが⁽¹⁶⁾、いずれにせよ、対等な競争環境が一般原則であるとして、規制の簡素化や現代化が必要であるとしている。

今後、欧州委員会は、2016 年の現行の規制に関するレビューの一環として、ユニバーサル・サービス義務等、伝統的な電子通信サービスのみ適用されている規制の見直しを検討するとしている。また、2016 年の電子プライバシー指令⁽¹⁷⁾ のレビューの一部として、当該指令の範囲の簡素化及び OTT サービスの適用可能性を検討するとしている。

② 考察

OP 文書においては、OTT サービスと伝統的な電子通信サービスの規制環境の差異を課題として考えているが、実際はどうなっているのだろうか。現に規制の運用を行っている規制当局のグループの認識を見てみよう。具体的には、電子プライバシー指令以外については、欧州電子通信規制者団体 (以下「BEREC」という。), 電子プライバシー指令については、第 29 条データ保護作業部会 (以下「29 条作業部会」という。)⁽¹⁸⁾ をとりあげる。

なお、法令の企画立案は、欧州委員会の専管事項であって、BEREC も 29 条作業部会も意見を述べるにとどまる。しかしながら、これらの機関の意見は、欧州委員会も注視するので、今後の規制等の方向を考える上で重要な情報である。

(i) BEREC

EU における電子通信サービス固有の事業規制は、枠組指令⁽¹⁹⁾、認可指令⁽²⁰⁾、アクセス指令⁽²¹⁾、ユニバーサル・サービス指令⁽²²⁾、電子プライバシー指令の 5 つとされている⁽²³⁾。OTT サービスがこれらの事業規制に服するかどうかは、主に、枠組指令第 2 条 (c) で定義する「電子通信サービス」に該当するか否かによると考えられており⁽²⁴⁾、「電子通信サービス」とは、同条において以下の通り定義されている。

「電子通信サービス」とは、通常は有償で提供され、専ら又は主として電子通信ネットワーク上で信号を伝送するサービスをいい、遠隔通信サービス及び放送に使用されるネットワークにおける伝送サービスを含む。ただし、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスを利用して伝送されたコンテンツを提供し又はその編集管理を行うサービスを除く。したがって、電子通信サービスには、専ら又は主として電子通信ネットワーク上で信号を伝送するものではない指令 98/34/EC 第 1 条に規定する情報社会サービス含まないものとする。⁽²⁵⁾

BEREC は、OTT サービスの電子通信サービスの該当性について、OP 文書の前に公表された報告書の中で検討している。BEREC は、その基準として、特に、(あ)「通常は有償で」、(い)「専ら又は主として・・・信号を伝送する」、(う)「コンテンツを提供し又はその編集管理を行うサービスを除く。」の 3 点をあげて、OTT サービスの電子通信サービスへの当てはめを検討しているが、結論としては、判断が難しいとしている⁽²⁶⁾。実際問題として、加盟国の規制当局が競争評価を行うに当たり、特にショート・メッセージ市場では、OTT サービスを含める当局と含めない当局が混在していると⁽²⁷⁾、不安定な状況が生じていることを明らかにしている。そのうえで、BEREC は、一つの示唆として、OTT サービスが公衆網を利用する伝統的な電子通信サービスと接続する場合には、電子通信サービスと分類し、対等な規制環境に服すべきとしている⁽²⁸⁾。

また、OTT サービスが電子通信サービスに該当しない場合の規制の差異について、BEREC は、規制当局の情報収集権限が及ばないこと、緊急通報「112」を提供する義務がないこと、約款の公表等の透明性に関する義務が生じないことを例示としてあげている⁽²⁹⁾。BEREC は、規制当局の情報収集権限については、市場の競争評価を行うために、電子通信サービス提供者でなくとも、関連する事業者から必要な情報を収集できるよう措置することを求めているが⁽³⁰⁾、緊急通報の無料提供や約款の公表等に関する規制については、差異が生じていることを指摘しつつも、規制の目的に応じた比例的な取組が必要であり、必ずしも類似のサービスだからといって一網打尽に規制をかけることが適当かどうかは、BEREC としては判断せず、複数の選択肢を示すのみとなっている⁽³¹⁾。

(ii) 29 条作業部会

一方、29 条作業部会は、電子プライバシー指令の見直しについて、明確な意見を述べている。29 条作業部会は、現行の通信の秘密（同指令第 5 条（1））の規制が、伝統的な電子通信サービスにしか適用されないが、WhatsApp, Google GMail, Skype and Facebook Messenger 等の OTT サービスを名指しし、機能的に同等なものにも適用するように見直すべきと明言している⁽³²⁾。同規定は、本人の同意なく、通信内容及びその関連するトラフィックデータの取得や監視を禁止するものであるが、この規定を OTT サービスのうち音声通話サービスやメッセージ・サービスを提供する者にも適用しようという意見である⁽³³⁾。

(iii) 検 討

欧州委員会は、これらの意見を踏まえて、どのような提案をするのだろうか。

(ii) に関わる電子プライバシー指令の見直しについては、2017 年 1 月 10 日、欧州委員会は、「プライバシー及び電子通信規則案」⁽³⁴⁾を提案した。提案においては、まず、法形式を、「一般データ保護規則」⁽³⁵⁾と同様、各国において法制化をせずとも直接適用される規則に変更し、EU 域内での規制の公平な運用による健全な競争環境の確保を目指している。また、論点となる OTT サービスについては、同規則案の適用範囲を、VoIP やメッセージング・サービス、ウェブベースの電子メール等の「個人間の通信サービス (interpersonal communications services)」⁽³⁶⁾にまで拡張することとし、伝統的な電子通

信サービスだけでなく、OTT サービスにも通信の秘密の規定を適用することを明確化している（同規則案前文（11）並びに同規則案第4条及び第5条）。そのうえで、規制として、例えば、OTT サービスを含む電子通信サービス提供者がコンテンツの「干渉（interference）」を行う場合には、全ての最終利用者（all end-users concerned）の同意を得ることとするとともに、利用者が要求したサービスの提供のために必要不可欠な場合を除き、事前にプライバシーの監視機関と協議することを規定している（同規則案前文（19）及び第6条）。この規制は、例えば、オンライン・プラットフォームが提供する無料の電子メールや音声電話等のデータを利用した広告配信に関係するものと思われる。オンライン・プラットフォームの広告配信は、無料でサービスを提供するための重大な収入源であるため、今回の規制が適用された場合、現時点では監視機関の運用の基準等が分からないため見極め難いものの、ビジネス・モデルにも大きく影響する。このようなサービスは、伝統的な電子通信サービス提供者が通信の秘密等の観点から実施してこなかったものと思われるが、今回の規制の見直しにより、両者に適用されるルールを共通化、明確化し、対等な競争環境の構築を図ったものと考えられる。さらに、同規則案は、EU内にサービス利用者がいるが、データ処理等をEUで行わない場合であっても、EU内に代表者（representative）を指定し、その代表者を通じて規制の執行を図ろうとしており（同規則案前文（9）及び同規則案第3条）、我が国を含むEU域外国にも影響する。今後は、欧州委員会の具体的な提案を踏まえ、欧州議会及び理事会の公開の審議へと手続が進む。EUがオンライン・プラットフォームのビジネス・モデルに大きく影響する個人データの保護と利用に関してどのような規制を構築するのか注目される。

また、(i)に関わる電子通信サービスに関する規制については、2017年1月10日現在提案されていないが、BERECが指摘するように、「比較可能な」サービス間の対等な規制環境という原則は、規制の目的と手段のバランスも重要である。過度な規制は、経済成長の阻害といった副作用を伴ううえ、サービスの内容が日進月歩で変化中、規制すべき対象を過不足なく定義することは困難であろう。(i)は、(ii)の個人データ保護のような人権に関わるものではないため、規制を網羅的に課すこととなれば、比例性の原則に反する可能性も否定できない。欧州委員会は、どの規制の不对等な状況を見直そうとするのか、BERECの意見を越えた見直しを図るのか。「比較可能な」サービスの対等な規制環境の構築は、欧州に限られない課題であり、欧州委員会が先導的にどのような提案を行うのか注目される。

（原則2）基本的価値を守るためのオンライン・プラットフォームの責任ある行動

本原則は、オンライン・プラットフォームがデジタル経済において重要な役割を担うようになってきており、有害なコンテンツに対する措置等責任ある行動のあり方を課題とするものである。

① OP文書における内容⁽³⁷⁾

意見公募を含む調査結果等として、インターネット利用者の3分の1が子供であること、2010年に比べて11歳から16歳の子供のうちヘイト・メッセージに晒されている割合が20パーセント上昇したこと、コンテンツが権利者の許諾無く、又は不公正な条件を含む許諾契約により利用されていること等⁽³⁸⁾があげられている。

欧州委員会は、このような状況を踏まえて、オンライン・プラットフォームが情報やコンテンツのアクセスに関して中心的役割を担うようになってきており、その重要性にかんがみて、一層の責任ある行動をとるべきとしている。具体的には、第一の課題として、有害なコンテンツ等に対するビデオ共有プラットフォームの取組の必要性をあげている。ま

た、第二の課題として、著作権保護されたコンテンツの利用による収入の分配等⁽³⁹⁾をあげている。

欧州委員会は、第一の課題について、未成年者を有害なコンテンツから、また、全ての市民をヘイトスピーチ等のコンテンツから保護するため、視聴覚メディア・サービス指令を改正する指令案（以下「改正 AVMS 指令案」という。）を欧州議会及び理事会に提案し、ビデオ共有プラットフォームに新たな措置を講じようとしている。これは、既に提案されており、また、重要な論点を含んでいるので、②において詳しく考察する。

また、第二の課題については、著作権法令パッケージにおいて収入の公正な配分を実現するための提案を行うとしているが、2016年9月に提案されている。具体的には、欧州委員会は、デジタル単一市場における著作権に関する指令案を提案⁽⁴⁰⁾し、デジタル時代における新聞発行者（press publisher）の財源を確保するため、新聞の発行者に著作権隣接権を付与しようとするものである（同指令案第11条）。

② 考察

以下では、改正 AVMS 指令案による「ビデオ共有プラットフォーム」に対する規制案を概観するとともに、考察を加える。まず、「ビデオ共有プラットフォーム」の定義を確認する。

(i) 規制案の概要

あ) 「ビデオ共有プラットフォーム」の定義案

改正 AVMS 指令案においては、新たに「ビデオ共有プラットフォーム」の定義を追加している。具体的には、「大量の番組又はユーザー生成ビデオを保存するサービス。ただし、番組及びユーザー生成ビデオに対して、ビデオ共有プラットフォーム提供者の編集責任がないもの。」（改正後の指令第1条第1項（a a）（i））、「保存されたコンテンツの編成が、サービス提供者によって、自動的な方法又はアルゴリズムによる場合を含み、特にホスティング、表示、タグ付け、優先順位付けによって決められるもの。」（同（ii））等⁽⁴¹⁾と規定されている。（i）については、そのプラットフォームの機能として、「大量の番組又はユーザー生成ビデオを保存すること」とするとともに、これまで現指令の対象外であったユーザー生成ビデオ（現指令前文21）も対象に加えることを明らかにしている。また、（ii）は、プラットフォームに保存されるコンテンツについて、アルゴリズム等により、ホスティング、表示、タグ付け、優先順位付け等の「編成」を行うことを要件としているが、（ii）は、新たな規制案の内容に関わるため、以下で併せて検討する。

い) 「ビデオ共有プラットフォーム」に対する規制案

これまで、YouTube 等のプラットフォームについては、その保存されるコンテンツに編集責任がないため、現指令の規制の対象外とされてきた⁽⁴²⁾。しかしながら、改正後の指令第28a条においては、ビデオ共有プラットフォーム提供者は、有害なコンテンツの未成年者等からの保護について「適切な措置（appropriate measures）」を講じるようにしなければならないとしている。では、「適切な措置」とは何であろうか。

第28a条

(1) 指令2000/31/ECの第14条及び第15条を妨げることなく、加盟国は、ビデオ共有プラットフォーム提供者が以下の措置を講ずるよう措置するものとする。

(a) 肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツから未成年者を保護すること。

(b) 性別、人種、肌色、宗教、出自、国籍又は民族により定義される、グループ又はグループの一員に対する暴力又は憎悪の扇動を含むコンテンツから全ての市民を保護すること。

(2) 第1段落のための適切な措置は、危機に瀕している正当な権利及び利益（公共の利益だけでなく、コンテンツを生成及び／又はアップロードした利用者及びビデオ共有プラットフォーム事業者の権利及び利益を含む。）だけでなく、論点となっているコンテンツの性質、生じるおそれのある害、保護されるべき人の範疇の特性の観点から決められるべきである。

当該措置は、以下のことから、適当な場合、構成されるものとする。

(a) ビデオ共有プラットフォーム提供者の取扱条件の中で、第1段落のポイント (b) で定める暴力又は憎悪の扇動の概念及び未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツの概念を、それぞれ第6条及び第12条に従って、定義し、適用すること。

(b) ～ (f) (略)

(3) ～ (8) (略)

「適切な措置」は、改正後の第28a条(2)に掲げられているが、そのうち、(b) から (f) の措置は、年齢確認システム、通報システム等といった利用者側に判断を求めている仕組である。一方、(a) の措置は、媒介者であるビデオ共有プラットフォーム提供者が主体的に行うものである。ビデオ共有プラットフォーム事業者が取扱条件としてどのようなことを定義すべきか明らかではないが、欧州委員会がどのようなことを想定しているかについて、条文の考え方を示す改正指令案の前文を併せ読むことにより検討する。

(29) ビデオ共有プラットフォームに保存されたコンテンツに関するビデオ共有プラットフォーム提供者の性質上、当該適切な措置は、コンテンツの編成に関連づけるべきであって、コンテンツそのものに関連づけるべきではない。この点に関して本指令で規定する条件は、電子商取引指令第14条(略)の適用を妨げてはならない。電子商取引指令の第14条の対象となるサービスの場合、これらの条件は、電子商取引指令第15条(略)の適用も妨げてはならない。

前文29においては、適切な措置として、ビデオ共有プラットフォームは、コンテンツそのものに関連づけるべきではないが、コンテンツの「編成 (organisation)」に関連づけるべきとしている。ビデオ共有プラットフォーム提供者は、その定義の(ii)により、保存されたコンテンツについて、自動的な方法やアルゴリズム等により、ホスティング、表示、タグ付け、優先順位付け等により、コンテンツの「編成」を決めるとされる。したがって、これらを併せ読めば、ビデオ共有プラットフォーム提供者に対して、コンテンツの内容に応じて、トップページでの表示の方法にせよ、検索結果の順位付けにせよ、その「編成」により適切な措置を講じなければならないという「編成責任」を求めているように思われる。例えば、有害なコンテンツについては、検索結果として下位とすることを取扱条件に定義し、実際に下位に表示すること等を想定しているものと思われる。果たして、ビデオ共有プラットフォーム提供者のこのような取扱は、問題ないだろうか。

(ii) 検討

これまで、ビデオ共有プラットフォーム等のオンライン・プラットフォームは、媒介者として、その保存する情報を承知せず、又は管理しないことが想定されてきた。仮に、欧州委員会の提案のとおりとなれば、ビデオ共有プラットフォーム提供者は、その「編成責任」を果たすため、保存する第三者のコンテンツについて、機械的にせよチェックし、そのチェックの結果に応じて、一定の対応が求められることとなる。

松井(2010)は、「問題とされた表現が違法なものかどうかは、最終的に裁判所で確定するまでは分からない。それにもかかわらず、プロバイダーに表現が違法かどうかを判断させ、自らのリスクで違法と考えられる表現の排除を義務づけることは、結果的に、あぶない表現をすべてインターネットから排除する結果をもたらす。インターネット上の表現

の自由は大きく萎縮してしまうであろう」⁽⁴³⁾とし、媒介者たるプロバイダーに内容をチェックさせることの問題点を指摘している。違法なコンテンツですら、裁判所以外で判断することが難しい中、有害なコンテンツとなると、規範、社会、文化等に照らして判断せざるを得ず、より難しくなる。果たして、そのような難しい判断を、表現の自由も萎縮させないような形で、事業者に課することができるのだろうか。

なお、改正後の第28a条(2)に掲げられた「適切な措置」は、加盟国で最大限調和させるものと解されており⁽⁴⁴⁾、必ずしも全ての加盟国で導入されるとは限られないが、改正後の第28a条(4)では、加盟国の規制当局に対して、ビデオ共有プラットフォーム提供者が講じた措置の適切性を評価する義務が規定されている。このため、例示にせよ、「適切な措置」として掲げられている内容が適切性の評価の一種の基準となることは十分に考えられるので、軽視するわけにもいかないだろう。

EUにおいては、テレビジョン放送だけでなく、現指令第12条の規定により、ビデオ・オンデマンド等のオンデマンド視聴覚メディア・サービスについても、有害なコンテンツに対する措置を講ずることとなっている。改正AVMS指令案は、それをビデオ共有プラットフォームの動画配信までも拡張しようとするものである。保護すべき利益として、青少年の保護等も重要であるが、インターネット上の表現の自由も同様に重要である。この両者のバランスの確保は極めて難しい。欧州議会や理事会における指令案の審議が注目される。

(原則3-1) 利用者の信頼性維持及びイノベーションの保護のための透明性と公正性 (市民及び顧客への周知と権限強化)

本原則は、オンライン・プラットフォームに関する透明性及び公正性の確保を課題とするものである。この原則については、OP文書において、B2CとB2Bに分けて言及されているため、本稿でも分けて検討する。

① OP文書における内容⁽⁴⁵⁾

まず、B2Cについて、2016年の欧州統計局のオンライン・プラットフォームの調査の結果として72%の回答者が収集された個人データ及びその利用の方法に懸念を持っていること、意見公募では75%以上の回答者が一層の透明化(特に、プラットフォームの収入と検索結果の影響度、物やサービスの実際の供給者の特定、フェイク・レビュー等誤解を招く行為等の透明化)を必要としていること等⁽⁴⁶⁾があげられている。

欧州委員会は、これらを踏まえて、オンライン・プラットフォーム提供者が収集している個人データの利用方法等を、より効果的に、利用者に説明することが必要としている。また、購入の決定や民主主義の参加に影響を及ぼす情報について、どのように情報がフィルターされているかの説明等、一層の透明化が必要としている。さらに、オンライン・ランキング等は、フェイク・レビューといった顕著な問題事例が生じているが、バイアスに左右されないようにすべき等⁽⁴⁷⁾としている。

欧州委員会は、OP文書の公表と同日に、加盟国の規制当局間の協力強化のための規則案⁽⁴⁸⁾を提案するとともに、オンライン・プラットフォームを含む電子商取引全般をカバーする不公正な取引慣行に関する指令(以下「UCP指令」という。)⁽⁴⁹⁾のガイドライン⁽⁵⁰⁾(以下本節において単に「ガイドライン」という。)を公表した。また、欧州委員会は、2017年中に、オンライン・プラットフォームに関する消費者保護法⁽⁵¹⁾の見直しの必要性を評価するとしている。

② 考察

以下では、ガイドラインにおけるオンライン・プラットフォームに関するポイントを取り上げ、若干の考察を加える。

(i) ガイドラインにおけるポイント

UCP 指令及びガイドラインの対象範囲となるオンライン・プラットフォームはどのようなものだろうか。ガイドラインによれば、UCP 指令のオンライン・プラットフォーム提供者の適用については、UCP 指令の「取引者 (trader)」に当たるかどうかによっている⁽⁵²⁾。ケースバイケースとしながら、供給者と利用者との取引から手数料を得る場合、追加的な有料サービスを提供する場合、ターゲット型広告で収入を得る場合が該当するとしている⁽⁵³⁾。このため、多くのオンライン・プラットフォーム提供者が該当するものと考えられる。

取引者となる場合には、同指令第6条及び第7条に基づき消費者の誤解を招かないようにする義務が生じるほか、同指令第5条(2)の「職業の勤勉さ (professional diligence)」の義務が課される⁽⁵⁴⁾。「職業の勤勉さ」の義務とは、UCP 指令の他の条文では捉えきれない不公正な取引を捉えるセーフティ・ネットとしており⁽⁵⁵⁾、例えば、オンライン・プラットフォーム提供者は、そのプラットフォームを利用する他の取引者に、EU の消費者保護法等に従うよう求めることも含まれるとしている⁽⁵⁶⁾。

UCP 指令は、多くのオンライン・プラットフォーム提供者をカバーするとともに、その多くの行為に対して消費者が誤解しないような行為規制を課している。現に、ガイドラインにおいては、アプリ内課金⁽⁵⁷⁾ や価格比較サイトでの誤解を招く表示方法⁽⁵⁸⁾、SNS によるフェイク・レビュー⁽⁵⁹⁾ 等の幅広いオンライン・プラットフォームに関する問題について言及されている。以下では、その中でも特に OP 文書で取り上げられた、個人データの利用の透明性の確保、検索結果表示のプロセスの透明性の確保、フェイク・レビュー等への対処について、ガイドラインでどのように言及されているかを見る。

あ) 個人データの利用の透明性の確保

個人データの利用については、「個人別の価格付け (Personalised pricing)」の論点で特に取り上げられている⁽⁶⁰⁾。個人別の価格付けについては、それ自体が禁止されているわけではなく、利用者に対して価格やその計算方法を明らかにするならば、認められるとしている⁽⁶¹⁾。その一方、個人別の価格付けについては、購買履歴等によるプロファイリングが、一般データ保護規則第22条の自動化された意思決定の禁止の対象範囲となり得ることや、クッキーの利用は、電子プライバシー指令第5条(3)のオプト・インとなること等を説明し⁽⁶²⁾、透明性の必要性を強調している。また、個人別の価格付けについては、一般的には普及していないとしつつも、英国の競争市場当局の2013年のレポートから、個人のプロファイルを活用して価格を設定した証拠はなかったが、技術的には可能となっている旨の記述をわざわざ引用しており⁽⁶³⁾、欧州委員会として関心を示していることがうかがわれる。

い) 検索結果表示のプロセスの透明性の確保

検索結果表示のプロセスの透明性の確保について、第三者の報酬を得て検索結果を上位とすることは禁止していないが、その場合には、報酬を得て上位にしているところと、そうでないところを明確にすべきとしている⁽⁶⁴⁾。取引者は、UCP 指令第6条(1)及び第7条(2)により、スポンサーシップの存在等に関して消費者の誤解を招くことや商業的意図を隠すことが禁じられているため、取引者たるオンライン・プラットフォーム提供者

も、検索結果としてスポンサーシップによるものがあるならば明確化する必要があるとしている。具体的にどこまで明らかにすれば十分となるかは判然としないが、ガイドラインにおいては、少なくとも明確かつ顕著にラベルを付すことを求めている⁽⁶⁵⁾。

う) フェイク・レビューに関するオンライン・プラットフォーム提供者の責任

フェイク・レビューへの対処については、取引者たるオンライン・プラットフォーム提供者が消費者等のレビューを公開する場を提供する場合、そのレビューを公開する場の提供それ自身がサービスとなるため、同指令第6条(1)及び第7条(4)の規定に従って、そのサービスに関する情報を明確化することが求められている⁽⁶⁶⁾。例えば、レビューの投稿者が必ずしも実際の利用者か確認できない場合には、その旨を消費者に明確に伝える必要があるとし、また、実際に利用した者のみのレビューと述べるためには、合理的かつ比例的な手続を踏む必要があるとしている⁽⁶⁷⁾。具体的には、レビューを投稿する者の登録等投稿者の信ぴょう性を確認するための技術的な手段を提供すること、レビューを提供するIPアドレスを確認すること、投稿者が実際に利用したことを確認できる情報(例、予約番号)を求めること等を例としてあげている⁽⁶⁸⁾。

(ii) 検討

ガイドラインにおいては、OP文書で懸念された問題への対処について、禁止ではなく、消費者が誤解を招かないよう、情報を遺漏なく消費者に伝えることを主としている。これは、消費者保護と自由な取引のバランスの確保といった比例性の原則から、まずは透明性の確保を求めているものと考えられる。いわば、現時点では、既存の指令を基本として、ガイドラインにより適切な行動に誘引するソフト・ローな対応を取っている。

その一方、OP文書では、2017年に消費者保護法の見直し必要性を評価するとし、法令改正もにわたせている。しかしながら、オンライン・プラットフォームによるサービスについては、新しいものが次々と登場することから、内容次第ながら法令の改正等のハードな対応では時宜を失する可能性すらあり得る。特に、オンライン・プラットフォームに関しては、規制の対象を過不足なく定義することは難しい。むしろ、セーフティ・ネットである「職業の勤勉さ」の義務の拡張等によるガイドラインでの対応や、事業者の自主規制としてのベスト・プラクティスの共有の方が奏功することもある。「職業の勤勉さ」という裁量の大きさも問題かもしれないが、迅速な対応とのバランスも求められる。

EUは、市民の人権を規定する最高レベルの法規である欧州連合人権憲章⁽⁶⁹⁾第39条においては、連合の政策は、消費者保護の高いレベルを確保するものとするのが規定されている。ソフトな対応にせよ、ハードな対応にせよ、欧州委員会がオンライン・プラットフォームのB2Cに対して講ずる取組は、先駆的な事例となり得るものである⁽⁷⁰⁾。

(原則3-2) 利用者の信頼性維持及びイノベーションの保護のための透明性と公正性 (公正でイノベーション親和的なビジネス環境の保護)

① OP文書における内容⁽⁷¹⁾

B2Bについては、意見公募の結果等として、意見公募の回答者の9割が供給者とプラットフォーム間のB2Bの契約条項等について改善の余地があるとしていること、B2Bの取引に不満があると回答した者のうち80%が市場の機能だけでは解決せず規制も必要としていること等⁽⁷²⁾があげられている。

欧州委員会は、プラットフォームとのB2Bについて、意見公募から抽出され得る共通的な問題として、利用者のデータベースへのアクセスについて不公正な条件、市場アクセスに関する拒否や市場アクセスに関する一方的な条件変更等をあげている。一方、B2B

の問題の解消のために規制も必要という意見があったとしているが、欧州委員会は、現在の競争法のツールは柔軟であり、オンライン・プラットフォームに関する市場にも適用できるとしている。

欧州委員会は、オンライン・プラットフォームの B2B の取引実態について、利害関係者と連携し、2017 年の春までに追加的な取組が必要か判断するとしている。

② 考察

欧州委員会競争総局は、現行の競争法の下で、既にオンライン・プラットフォーム提供者に関する様々な事案を既に処理している。欧州委員会競争総局は、以下の通り、2017 年 1 月 10 日現在、Google 等に対して、支配的地位の濫用行為に関する正式調査等を実施している⁽⁷³⁾。

(i) 正式調査の事案

あ) Google による自社の比較買い物サイトの優先表示及び AdSense のサイトに対する競合する検索連動型広告の排除の件について (COMP/39.740:2016 年 7 月 14 日正式審査開始)⁽⁷⁴⁾

前者の比較買い物サイトの優先表示については、欧州委員会競争総局が 2015 年 4 月及び 2016 年 7 月に Google に送付した異議告知書によれば、Google が支配的地位を濫用し、一般の検索結果において、自社の比較買い物サイトを優先表示したというものである。また、後者の競合者の検索連動型広告の排除については、欧州委員会競争総局が 2016 年 7 月に Google に送付した異議告知書によれば、Google が支配的地位を濫用し、AdSense を利用する第三者のウェブサイトにも、競合者の広告が表示されることを制限したというものである。2006 年から排除行為が始まり、最近では契約条件を見直しているが、欧州委員会競争総局としては引き続き状況を注視することとしている。欧州委員会競争総局が異議告知書を送付した 2016 年 7 月 14 日から 10 週間以内に Google が回答することとなっているが、その回答は 2017 年 1 月 10 日現在公表されていない。

い) Google によるアンドロイドと検索の抱き合わせ等 (COMP/40.099:2016 年 4 月 15 日予備的調査開始)⁽⁷⁵⁾

欧州委員会競争総局は、予備的調査として、2016 年 4 月に Google に異議告知書を送付した。異議告知書によれば、Google が支配的地位を濫用し、欧州で販売されているアンドロイド端末製造業者に、アンドロイドの使用許可の条件として、Google の検索をプレインストールさせデフォルトにさせた等としている。予備的調査は、公式手続の第一歩 (a formal step) となる。Google は異議告知書を見て文書で回答等することができるが、こちらも、回答等は 2017 年 1 月 10 日現在明らかとなっておらず、今後のスケジュールも未定である。

う) その他

このほかにも、欧州委員会競争総局は、オンライン・プラットフォーム提供者を対象とする競争法の事案として、①反トラスト関係では、Apple の iTunes と大手レコード会社数社との間での市場分割⁽⁷⁶⁾、②合併関係では、Google と DoubleClick⁽⁷⁷⁾、Microsoft と Yahoo! の検索部門⁽⁷⁸⁾、Facebook と WhatsApp⁽⁷⁹⁾、③国家補助関係では、アイルランドによる Apple に対する税の優遇措置⁽⁸⁰⁾ 等、既に様々な案件に取り組んでいる。果たして、欧州委員会は、さらなる政策手段の必要性について、どのように考えているのだろうか。

(ii) 検討

欧州委員会競争総局においてIT分野の反トラスト等を取り締まる担当者が個人的な意見として書いた論文においては、オンライン・プラットフォームに関する競争の促進のためには、オンライン・プラットフォームに特有の規制ではなく、現行の競争法の枠組が適当であると結論づけていることが示唆的である⁽⁸¹⁾。

EUでは、市場における支配的地位を有する者は「特別な責任 (special responsibility)」があるとされている⁽⁸²⁾。Googleの事案については、競争法の研究者からも、Googleが違反したとする根拠がはっきりしないとの指摘がなされており⁽⁸³⁾、検索市場等での支配的地位による特別な責任という側面が考慮された面も否定できないと思われる。また、林(2010)が「そもそも、CFI(筆者注：第一審裁判所)は競争法違反にあたって欧州委に裁量を与えており、いったん82条(筆者注：欧州連合の運営に関する条約の現102条)違反とされた支配的事業者の行為について委員会決定の実質的部分を覆すことは、非常に困難であるといえる。「明白は誤り (manifest error)」があったことの立証は、きわめて高いハードルだからである⁽⁸⁴⁾と指摘するように、欧州委員会競争総局の判断は、その裁量性から尊重される。

欧州委員会競争総局は、既に、柔軟に適用可能な制度の下、オンライン・プラットフォーム提供者と対峙している。これ以上の政策手段を求めるとすれば、競争総局以外の総局が主にイニシアティブを取ることが想定されるが、その場合には、どのような観点からの措置を講じるのだろうか。現下のデジタル市場ではデータが競争力の源泉の一つとなっているため、新たな措置は、次節で取り上げるデータのアクセス権等にも大きく関係することが考えられるのではないだろうか。

(原則4) データ駆動経済 (data driven economy) におけるオープンかつ非差別的な市場

本原則は、データを利用した事業の健全な発展を図るため、データの流通に関するルール の在り方を課題とするものである。

① OP文書における内容⁽⁸⁵⁾

意見公募の結果等として、オンライン・プラットフォーム間のスイッチングの可能性を高める必要性や、多くの企業等がオンライン・プラットフォームのAPI⁽⁸⁶⁾の設計や利用条件の変更に関する問題提起があげられている。

欧州委員会は、このような状況を踏まえて、「非」個人データを含むデータの自由の流通のために、データの持ち運び、標準化や相互接続性の確保等が鍵であるとし、また、オープンなAPIベースのエコシステムの重要性に言及している⁽⁸⁷⁾。

欧州委員会は、「データの自由な流通」イニシアティブの一環として、オンライン・プラットフォーム間のスイッチングを円滑化する方法を検討するとしている。また、欧州委員会は、データの所有権や利用可能性に関する法的な不安定さから生じる単一市場の障壁も審査するとしている。

② 考察

以下では、OP文書に言及されている「データの自由な流通」イニシアティブの動向のうち、規制に関することを中心に取り上げて検討する⁽⁸⁸⁾。

(i) 「データの自由な流通」イニシアティブの動向

「データの自由な流通」イニシアティブについては、欧州委員会通信ネットワーク・コ

コンテンツ・技術総局の資料によると、2016年後半に、「正当化されない」データ保有の地理的保存制限を取り除くための法令を提案するとともに、データの所有権、アクセス及び責任に関する戦略を公表するとしている⁽⁸⁹⁾。

前者のデータ保有の地理的保存制限については、EU域内ではデータの自由な流通が原則であるものの、実態としては、金融や保険等特定の分野では加盟国の国内でデータ保存を求めるルールや慣行があるとされている⁽⁹⁰⁾。具体的には、欧州委員会の通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局が2016年10月に策定した「データの自由な流通」に関する影響度評価の暫定版によれば、70の越境移動を阻害するルールや慣行があるとされている⁽⁹¹⁾。このような越境移動の制限は、クラウド・ネットワーク、インターネット・オブ・シングズ (IoT) 等に関するEUの発展を阻害するため、新たな措置を講じようとしていると考えられる⁽⁹²⁾。データ保有の地理的保存制限を緩和するための措置は、クラウド・ネットワーク等を提供するオンライン・プラットフォーム提供者にとって重要である。EU域内どこでもデータを保存させることができるならば、データセンターの二重投資が回避できる。ただし、「正当化されない」という条件がついている点に要注意である。その基準が明らかで、かつ、欧州委員会がEUの単一市場の観点からオーソライズする等の執行上の措置がなければ、結局現在と変わらないことになってしまう。

後者のデータの所有権やアクセス等については、個人データと「非」個人データに分けて考える必要がある。個人データについては、一般データ保護規則において、遅滞なく消去させる「忘れられる権利」等のほか、持ち運びに関する規定が設けられ、データ主体は、「構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式」⁽⁹³⁾で受け取る権利を有すると定められた。この規定の執行に当たり、29条作業部会が個人データの持ち運びの執行のためのガイドラインを策定するとしている⁽⁹⁴⁾。個人データについては、そのアクセスや流通に関して、技術的な課題も様々伴うが、既に動き始めている。

一方、民間部門の「非」個人データの取扱⁽⁹⁵⁾については、検討中の段階で、様々なアイデアや検討の観点が表出している。例えば、欧州委員会の競争政策担当のトップのヴェスタエアー委員が2016年9月に行なったスピーチにおいては、競争政策の観点から、大量のデータを持っていることではなく、データのuniqueさ、例えば独占によって得たデータへのアクセスについて注目している旨を述べている⁽⁹⁶⁾。また、先述した「データの自由な流通」に関する影響度評価の暫定版においては、センサーや工場で生成したデータ等の「非」個人データへのアクセスがデータによる経済成長の鍵を握るが、「非」個人データの所有に関するルールは、個人データと異なり存在せず、現在は事業者同士の契約ベースとなっており、このままだとデータ・バリュー・チェーンのロックインに陥ると懸念している⁽⁹⁷⁾。

(ii) 検討

民間部門の「非」個人データのアクセスについて、欧州委員会は、どこまで踏み込もうとしているのだろうか。「非」個人データのアクセスについて、競争政策担当の欧州委員も、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局も、オンライン・プラットフォームのみに適用するものではないと考えられるが、オンライン・プラットフォームは、そのネットワーク効果⁽⁹⁸⁾もテコにして、「非」個人データ等を大量に保有する。独占企業の不可欠設備と観念する措置にせよ、ロックイン対策にせよ、その他の規制にせよ、オンライン・プラットフォームに影響を及ぼすことは間違いない。欧州委員会は、2017年1月10日、「欧州データ経済の構築」という文書を公表した⁽⁹⁹⁾。同文書においては、(あ) データの自由な流通 (free flow of data)、(い) データのアクセス及び転送 (data access and transfer)、(う) 責任 (liability)、(え) 持ち運び、相互運用性及び標準

(portability, interoperability and standards) を主なアジェンダに掲げている。今後、欧州委員会は、同文書に基づき、「非」個人データのアクセスに関するルール等について、意見公募や利害関係者との対話等を行うこととしている。IoT やロボティクスの急激な普及により、その生成する「非」個人データが爆発的に増えることが予想される。「非」個人データのアクセスに関するルール等を早期に決めることは、重要である。欧州委員会が、「非」個人データを含むデータの自由な流通という重要な課題について、どのようなバランスを確保した政策を講ずるか注目される。

▶ 4 おわりに

脱稿した 2017 年 1 月 10 日現在、(原則 1) の電子プライバシー指令案の見直し案、(原則 2) のビデオ共有プラットフォームに編成責任を課す改正 AVMS 指令案、(原則 3) のオンライン・プラットフォームの B2C を含む改正ガイドライン等は、既に明らかになっているが、(原則 1) の電子通信サービスの事業規制の見直し、(原則 3) の消費者保護法や競争法の見直し、(原則 4) の「データの自由な流通」に関する規制案は、明らかになっていない。

既に明らかになっているものも、これから明らかになるものも、いずれも、オンライン・プラットフォームについて、グローバルに共通する課題に関するものである。また、EU は、世界最大の GDP を有する市場であること等を背景とした「規制力」⁽¹⁰⁰⁾ によって、我が国を含め、グローバルに影響を及ぼす。EU の動向は、我が国においても注目すべきことである。

●注

1. 本稿の記述は、筆者が現在属している組織若しくは過去に属したことがある組織又は筆者が現在参画している検討会等若しくは過去に参画したことがある検討会等の見解を示すものではなく、すべて筆者の個人的な見解に基づくものである。
2. 本稿において、「規制」とは、「社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの」(「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承) を原則として指すものとする。
3. COM (2015) 192
4. COM (2016) 288
5. 上原 (2016), p.47.
6. Ibid., p.48.
7. European Commission (2015), p.5.
8. European Commission (2016a), p.6.
9. COM (2016) 288, p.2-3.
10. 我が国における「プラットフォーム」の定義の検討については、曾我部 (2016) 参照。
11. Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services OJ L 95, 15.4.2010, p. 1.
12. COM (2016) 287
13. 「Over The Top の略。自社では通信ネットワークは持たずにコンテンツ等を配信する上位産業レイヤーを指し、代表的なものに SNS やスマートフォンアプリ等の事業者が含まれる。」(総務省『平成 26 年版 情報通信白書』用語解説)
14. COM (2016) 288, p.6-7.
15. この他にも、オンライン・プラットフォームの特定の活動に焦点を当てて対等な競争条件の確保をすべきという意見が様々な利害関係者を通じて提案されたことがあげられている。
16. 例えば、政策の目的について、通信の安全や秘密の確保の場合には、全ての双方向通信が、通信品質の保証や事業者の円滑な接続の確保等の場合には、電話番号が割り当てられているサービスが、対象となるかもしれないとしている。
17. Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector, OJ L 201,

- 31.7.2002, p.37.
18. 個人データの保護に関して助言を行う作業部会であって、加盟国、EU の機構等の代表者で構成されるもの。石井 (2016) の注 6.
 19. Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, OJ L 108, 24.4.2002, p.33.
 20. Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services, OJ L 108, 24.4.2002, p.21.
 21. Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities, OJ L 108, 24.4.2002, p.7.
 22. Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services, OJ L 108, 24.4.2002, p.51.
 23. Directive 2009/140/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directives 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities, and 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services, OJ L 337, 18.12.2009, p.37, 前文 1。各指令の概略については、総務省 HP (<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/eu/>) 参照。
 24. ただし、例外もあり、例えば、電子プライバシー指令第 13 条の広告のための望まれない通信 (unsolicited communications) に関するオプト・インの規制は、電子通信サービスだけでなく、全ての音声通信、ファックス、電子メールに適用されると解されている (Article 29 Data Protection Working Party (2016a), p.7-8.)
 25. 植月 (2010), p.63.
 26. BEREC (2016), p.14.
 27. Ibid., p.19.
 28. Ibid., p.16.
 29. Ibid., p.22-27.
 30. Ibid., p.22.
 31. Ibid., p.22-27.
 32. Article 29 Data Protection Working Party (2016a), p.5-6.
 33. Ibid., p.8.
 34. COM (2017) 10.
 35. Regulation (EU) No.2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC, OJ L 119, 4.5.2016, p.1. 解説については、石井 (2014), 石井 (2016) 等参照。
 36. 「個人間の通信サービス」の定義は、枠組指令等を改正する欧州電子通信コード指令案 (COM(2016)590) のものを引用している。同指令案は、2017 年 1 月 10 日現在未採択であるが、定義案では、「電子通信ネットワーク上での特定者間 (通信を開始し、又は参加する者が受信者を決める) での個人間及び双方向の情報の直接の交換を可能とする、通常報酬を得て提供されるサービス」(改正後の枠組指令第 2 条 (5)) とされている。なお、同改正指令案の定義では、他のサービスを補助する個人間の通信サービス (オンライン・ゲームに付随するもの等) は除外されているが、プライバシー及び電子通信規則案においては、そのような補助のものも別に規定し、適用対象としている。
 37. COM (2016) 288, p.7-9.
 38. この他にも、2015 年だけで英国のインターネット・ウォッチ財団が児童虐待のコンテンツを含む 68,902 の URL を特定したこと、4 分の 3 の意見提出者がプラットフォームのコンテンツ政策の一層の透明性の確保を求めたこと、3 分の 2 以上の意見として通知・行動手続について違法コンテンツのカテゴリーにより異なる政策アプローチが必要としたことがあげられている。
 39. この他にも、テロリズム、児童の性的虐待、ヘイトスピーチに関して、その保存されているコンテンツについて自発的な取組の懲罰の課題や、この自発的な取組に関して、オンライン・プラットフォームは、その保存するコンテンツについてどこまで責任を負うかという問題も掲げている。
 40. COM (2016) 593
 41. その他に、「サービス又はサービスの不可分部分の主たる目的が、知らせ、楽しませ、又は教育するために、公衆に対して、番組及びユーザー生成ビデオを提供することを専門とすること。」(iii)、「サービスが枠組指令 2002/21/EC の第 2 条 (a) における電子通信ネットワークによって利用可能となるもの。」(iv) が定められている。
 42. 生貝 (2011), p.56-57.
 43. 松井 (2010), p.46
 44. ERGA (2016), p.5.
 45. COM (2016) 288, p.9-11.
 46. この他にも、収集されたデータに基づいて利用者ごとに異なる結果を示すことについてオンライン・プラットフォームを規制すべきと考えていること、56% の回答者がオンライン・プラットフォームの利用条件を読んでいないことがあげられている。
 47. この他にも、様々なウェブサイトにアクセスするために、一つのプラットフォームの ID を利用することは、事業者間での不透明な情報交換の問題を惹起するとしている。これについては、オンライン・プラットフォーム

- ムが提供する ID だけでなく、加盟国が発行する ID (national electronic identification (eID)) や銀行の ID 等も利用できるようにしなければならないとしていることに言及している。オンライン・プラットフォームの認証の仕方について、欧州委員会は、遅くとも 2017 年までに、eID に関するガイドラインの公表等、ID の相互接続のための行動を促進するとしている。また、既存の EU の消費者保護法等の一層の執行の強化によって、信頼性の向上につなげることが必要としている。
48. COM (2016) 283
 49. Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council, OJ L 149, 11.6.2005, p. 22.
 50. SWD (2016) 163. なお、ガイドラインは、欧州委員会が指令の解釈の考え方を示す文書であり、欧州議会や理事会の決定を要しない。このため、公表されたガイドラインが現時点での最終的な文書となる。
 51. EU においては、消費者保護法という名称の法令があるわけではないが、総称として「消費者保護法」の語辞を用いている (EU 消費者法の概要については、庄司 (2003) 第 7 章参照。)
 52. SWD (2016) 163, p.118-152.
 53. Ibid., p.119.
 54. Ibid., p.123.
 55. Ibid., p.53.
 56. Ibid., p.123.
 57. Ibid., p.126-128.
 58. Ibid., p.131-136.
 59. Ibid., p.139-141.
 60. Ibid., p.145-147.
 61. Ibid., p.145.
 62. Ibid., p.146.
 63. Ibid., p.147.
 64. Ibid., p.130.
 65. Ibid., p.130.
 66. Ibid., p.136.
 67. Ibid., p.136.
 68. Ibid., p.137.
 69. Charter of Fundamental Rights of European Union, OJ C 326, 26.10.2012, p.391.
 70. 我が国の取組は、経済産業省等『電子商取引及び情報財取引等に関する準則』を参照。
 71. COM (2016) 288, p.11-13.
 72. この他にも、プラットフォームが設定した苦情処理システムは効果的でも効率的でもないことがあげられている。
 73. 脱稿後 (平成 27 年 1 月 27 日)、平井智尚・高橋幹 (2017) 「EU と米国プラットフォームの対立 グーグルをめぐる事案を中心に」一般財団法人マルチメディア振興センター、ICT World Review December 2016/January 2017 Vol.9, No.5, p.17-24. に接した。同稿においては、EU における競争法に関するグーグルの事案等を詳細に分析している。
 74. 欧州委員会競争総局報道発表 (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-2532_en.htm)
 75. 欧州委員会競争総局報道発表 (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-1492_en.htm)
 76. COMP/39.154:2008 年 3 月 18 日終了 (違反行為なしと判明)
 77. COMP/M.4371 : 2008 年 3 月 11 日承認
 78. COMP/M.5727 : 2010 年 2 月 18 日承認
 79. COMP/M.7217 : 2014 年 10 月 3 日承認
 80. COMP/SA.38373 : 2016 年 8 月 30 日違反と決定
 81. Kadar (2015), p.24.
 82. Michelin v Commission (C-322/81:1983 年 11 月 9 日先決裁定) paragraph 57. 林 (2010) も参照。
 83. Jones and Sufrin (2016), p.554.
 84. 林 (2010), p.44-45.
 85. COM (2016) 288, p.13-14.
 86. 「Application Programming Interface の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。個々の開発者は規約に従ってその機能を「呼び出す」だけで、自分でプログラミングすることなくその機能を利用したアプリケーションを作成することができる。」(総務省『平成 26 年版 情報通信白書』用語解説)
 87. また、プラットフォームによるアプリ・ストア等は、クローズなエコシステムであるが、これには、責任やセキュリティの問題また競争促進に効果があるとはしつつも、公的資金の支援を受けて構築されたプラットフォームは、オープンなものが望ましいとしている。
 88. 標準化等の動向等については、欧州委員会 HP (<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/economy-society-digital-single-market>) 参照。
 89. 欧州委員会 HP (http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=16014)。2017 年 1 月 10 日、法令案は未提案ながら、戦略的な文書として、COM (2017) 9 を公表。

90. The European Cloud Partnership Steering Board (2014), p.10-12.
91. 欧州委員会 HP (http://ec.europa.eu/smart-regulation/roadmaps/docs/2016_cnect_001_free_flow_data_en.pdf)
92. Ibid.
93. 一般社団法人日本経済社会推進協会「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（仮日本語訳）」第20条。
94. Article 29 Data Protection Working Party (2016b), p.2.
95. 公共部門のデータのオープン化の推進については、公共部門のデータの再利用に関する指令（Directive 2003/98/EC of the European Parliament and of the Council of 17 November 2003 on the re-use of public sector information, OJ L 345, 31.12.2003, p.90.）を策定し、制度面の環境整備を既に行なっている。
96. 欧州委員会 HP (http://ec.europa.eu/commission/2014-2019/vestager/announcements/making-data-work-us_en)
97. 欧州委員会 HP (http://ec.europa.eu/smart-regulation/roadmaps/docs/2016_cnect_001_free_flow_data_en.pdf)
98. Shapiro and Varian (1998=1999) 参照。
99. COM (2017) 9
100. 遠藤・鈴木 (2012) 参照。

●参考文献

- 生貝直人 (2011)『情報社会と共同規制 インターネット政策の国際比較制度研究』勁草書房。
- 石江夏生利 (2014)「EU 一般データ保護規則提案」『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』第2章, 勁草書房。
- 石江夏生利 (2016)「EU 一般データ保護規則 世界的潮流から見た評価と第三国への影響」Business Law Journal, 2016.8, p.75-78.
- 植月献二 (2010)「EU の情報通信規制改革 急速な通信環境変化への対応」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』246号
- 上原伸元 (2016)「欧州連合 (EU) のデジタル統一市場 (DSM) 戦略とメディア関連分野における課題 域内越境サービスの活性化を巡る施策の検討」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 No.66, p.41-52.
- 遠藤乾・鈴木一人編 (2012)『EU の規制力』日本経済評論社。
- 神野新 (2016)「巨大 OTT のグローバル戦略に身構える欧州」株式会社情報通信総合研究所『InfoCom T&S World Trend Report』328号, p.22-27.
- 岸井大太郎 (2014)「EU の情報通信における「重大な市場支配力 (SMP)」レジーム」岸井大太郎・鳥居昭夫編著『情報通信の規制と競争政策』第3章, 白桃書房。
- 実積寿也 (2015)「OTT 音声通話サービスをめぐる参入障壁の分析：日本市場の例」情報通信学会誌 Vol.33, No.1, p.1-13.
- 篠崎彰彦 (2014)『インフォメーション・エコノミー』NTT 出版。
- 庄司克宏 (2003)『EU 法 政策編』岩波書店。
- 曾我部真裕 (2016)「情報法の規律方法」曾我部真裕・林秀弥・栗田真裕『情報法概説』第2章, 弘文堂。
- 中西優美子 (2015)『EU 権限の判例研究』信山社。
- 西岡洋子 (2011)「放送政策の統合および通信と放送の融合」香川敏幸・市川顕編著『グローバル・ガバナンスと EU の深化』第5章, 慶應義塾大学出版会。
- 林秀弥 (2010)「欧州競争法における独占的事業者による競争者排除行為の規制 欧州マイクロソフト事件を中心に」総務省『海外情報通信判例研究会報告書 (第1集)』。
- 林秀弥 (2016)「情報基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕・林秀弥・栗田真裕『情報法概説』第4章, 弘文堂。
- 福田雅樹・林秀弥 (2013)「情報通信プラットフォームに関する競争法的考察 (1)」名古屋大学法政論集 252号, p.1-70.
- 福田雅樹・林秀弥 (2014)「情報通信プラットフォームに関する競争法的考察 (2・完)」名古屋大学法政論集 253号, p.225-269.
- 松井茂記 (2010)「インターネット上の表現行為と表現の自由」高橋和之・松井茂記・鈴木秀美編『インターネットと法 第4版』第1章, 有斐閣。
- 米丸恒治 (2001)「EU 電子商取引指令」立命館法学 278号, p.1222-1251.
- Article 29 Data Protection Working Party (2016a), "Opinion 03/2016 on the evaluation and review of ePrivacy Directive (2002/58/EC)"
- Article 29 Data Protection Working Party (2016b), "Statement on the 2016 action plan for the implementation of the General Data Protection Regulation (GDPR)"
- Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) (2016), "Report on OTT Services" BoR (16) 35.
- European Commission (COM (2015) 192), "A Digital Single Market Strategy for Europe"
- European Commission (COM (2016) 283), "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws"
- European Commission (COM (2016) 287), "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law,

- regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services in view of changing market realities"
- European Commission (COM (2016) 288), "Online Platforms and the Digital Single Market Opportunities and Challenges for Europe"
- European Commission (COM (2016) 593), "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market"
- European Commission (COM (2017) 9), "Building a European Data Economy"
- European Commission (COM (2017) 10), "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC"
- European Commission (SWD (2015) 100), "A Digital Single Market Strategy for Europe - Analysis and Evidence"
- European Commission (SWD (2016) 163), "Guidance on the implementation/application of Directive 2005/29/EC on unfair commercial practices"
- European Commission (SWD (2016) 172), "Online Platforms"
- European Commission (2015), "Regulatory environment for platforms, online intermediaries, data and cloud computing and the collaborative economy"
- European Commission (2016a), "Synopsis report on the public consultation on the regulatory environment for platforms, online intermediaries and the collaborative economy"
- European Commission (2016b), "Synopsis report on the public consultation on the evaluation and review of the regulatory framework for electronic communications"
- European Regulators Groups for Audiovisual Media Services (ERGA) (2016), "ERGA Opinion on AVMSD Proposals"
- Jones, Alison and Sufrin, Brenda (2016), "EU Competition Law, Text, Cases, and Materials, six edition", Oxford University Press
- Kadar, Massimiliano (2015), "European Union competition Law in the digital era", Zeitschrift für Wettbewerbsrecht
- Martens, Bertin (2016), "An Economic Policy Perspective on Online Platforms" JRC technical reports, Institute for prospective technological studies digital economy working paper 2016/05
- Pelkmans, J (2001), "European Integration", Pearson Education Limited (田中素香訳 (2004) 『EU 経済統合 深化と拡大の総合分析』 文真堂。)
- Policy Department A: Economic and Scientific Policy, European Parliament (2015), "Over-the-Top (OTTs) players: Study for the IMCO Committee"
- Policy Department C: Citizen's Rights and Constitutional Affairs, European Parliament (2016), "A comparative analysis of media freedom and pluralism in the EU Member States"
- Shapiro, Carl and Varian, Hal R (1998), "Information Rules", Harvard Business School Press (千本倅生監訳, 宮本喜一訳 (1999) 『「ネットワーク経済」の法則』 IDG コミュニケーションズ。)
- The European Cloud Partnership Steering Board (2014), "Establishing a Trusted Cloud Europe"

(注：欧州委員会の文書について、参考文献の脚註での引用に当たり、COM 又は SWD による番号が付いているものは、その文書番号を用いている。)

井上淳 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授 (有期))